

都市計画法に定める区域証明の手引き

- 都市計画法に定める区域とは・・・

都市計画法では、健全で文化的な都市生活と機能的な都市機能を確保するために、土地利用に関して制限をして以下のような区域を定めています。

都市計画法第7条	市街化区域 市街化調整区域
都市計画法第8条 用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 など
都市計画法第11条 都市施設	都市計画道路 都市計画公園 など

- 申請の方法

申請には以下の書類が必要となります。

書類名	記載事項	摘 要
①申請書	裏面参照	都市計画課、長野市ホームページにあります
②位置図	申請地	都市計画基本図（縮尺 1/2500）に明示

※上記書類以外に公図などの書類を求める場合があります。

- 申請書類の提出

申請書類の提出は**2部**です。（申請者保有分1部、市保有分1部）

※都市計画図1枚につき証明1通となります。

- 申請手数料

証明1件につき300円です。1筆増えるごとに50円加算します。

- 問い合わせ先

長野市役所都市整備部都市計画課（第2庁舎5階）

Tel 026（224）5050

Fax 026（224）5111

記入例

枠内の下線部分を記入する。

都市計画法に定める区域の証明請求書

令和〇〇年△△月□□日

請求先 長野市長

住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

氏名 長野 太郎

電話 226-4911

別途添付の図面に表示した部分の土地が
都市計画法第 7 条に定める 市街化区域 であることの証明を請求します。

記

1 所在地 長野市 大字鶴賀緑町

地番 1613-1番地

長野市 大字鶴賀緑町

地番 1613-2番地、1613-3番地

別添都市計画基本図（S=1/2,500）に記入の位置□

2 目的 ●●●●●●●●●●のため

■■都第3号の

上記のとおり都市計画決定と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月□□日

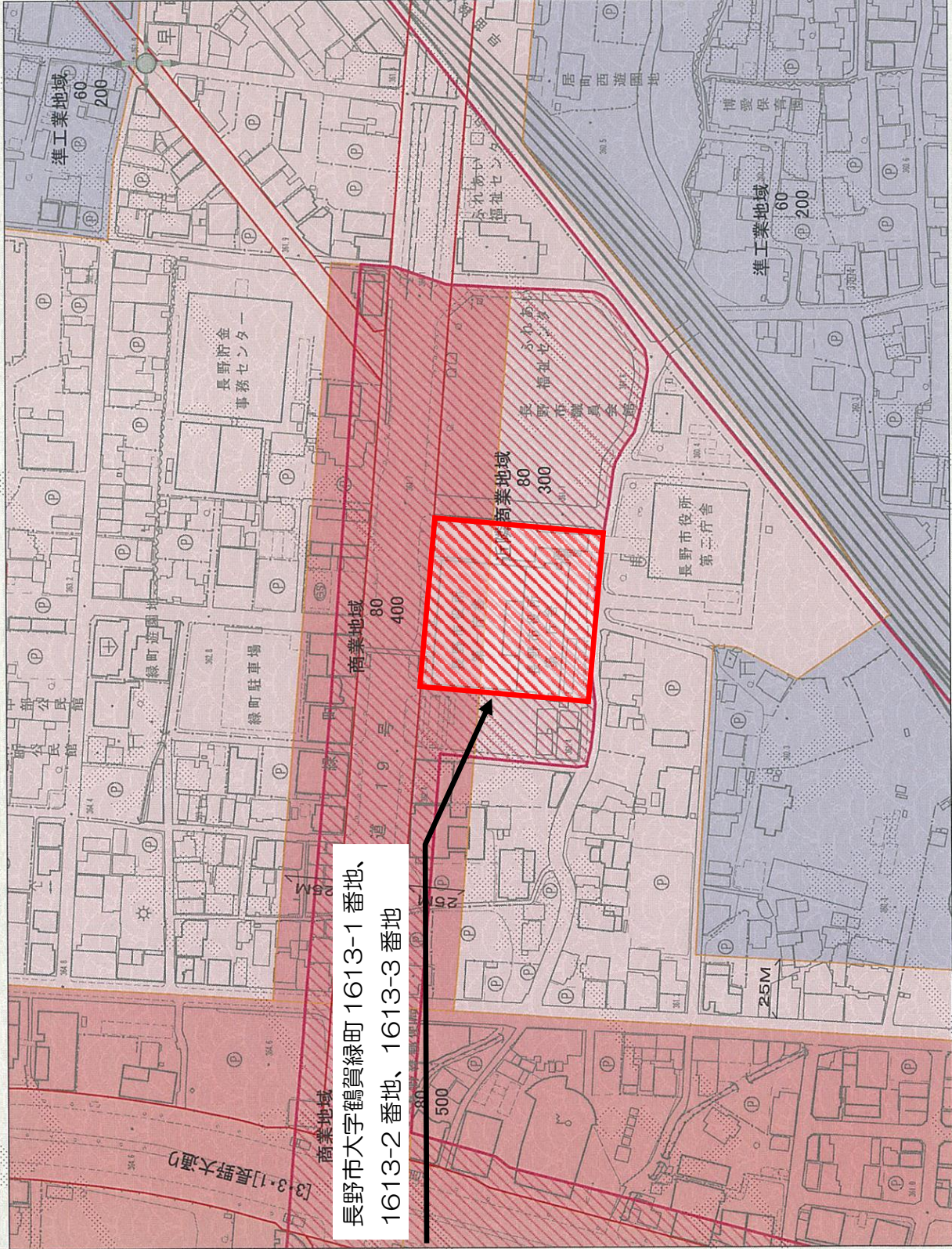
長野市長

〈注意点など〉

- ・都市計画基本図に所在地の地番を記入してください。（位置図記入例参照）
- ・記入例の申請手数料は、証明1通×300円+筆増し2筆×50円=400円となります。

長野都市計画図の複写図 (参考図)

長野市大字鶴賀緑町 1613-1 番地、
1613-2 番地、1613-3 番地



位置図記入例

凡例

	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	准工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	高度利用地区
	風致地区 (第一種)
	風致地区 (第二種)
	防火地域
	準防火地域
	駐車場整備地区
	計画道路
	公園
	緑地
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業
	地区計画
	生産緑地
	ごみ処理施設

S=2,500

発行日
2013/10/29

長野市都市整備部都市計画課

No. 号
受付番号

この地図は、長野市の都市計画に関する証明ではありません。参考図として利用してください。お調べの施設または区域が各地域地区・都市施設等の区域界付近では、実際と若干の差異が生ずる場所もあります。詳細は、係員に確認してください。

(※) この地図は、あくまで参考図です。参考図の一部または全部を許可なく複写、転載することを禁じます。ご注意ください。背景図は、長野市発行の都市計画基本図を利用しており、複製日現在の状況とは異なります。